

令和8年度 大阪市生野区保健福祉課
生野区利用者支援専門員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集内容

(1) 業務内容

生野区役所保健福祉課において、子ども又はその保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言等を行う（以下、「利用者支援事業」という）とともに、関係機関との連絡調整等の業務を行う。

具体的な業務内容は次のとおり。

- (1) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約・提供、相談、利用支援等に関する業務
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連携、協働、および連絡・調整等に関する業務
- (3) 利用者支援事業に関する広報・啓発に関する業務
- (4) その他利用者支援事業に関する諸業務を行う。

(2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

(3) 募集人員

1名

2 受験資格

次の各項目のすべてを満たす方

(1) 次の（ア）～（エ）のいずれかに該当すること

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- イ 社会福祉士
- ウ 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者
- エ 上記アからウに準ずる者であって、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者

(2) 相談及びコーディネート等の業務を必須とする、市長が認めた事業や業務の以下の区分ごとの実務経験の期間を有すること。

ア 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年

イ ア以外の者 3年

(3) パソコンの基本的な操作ができる方

(4) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

参考 地方公務員法(抜粋)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

※この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 勤務条件

(1) 勤務場所 生野区役所 保健福祉課（子育て支援室）

(2) 勤務日時 週4日30時間勤務

1日7時間30分、週4日勤務

① 午前9時00分から午後5時15分（休憩45分）

② 午前9時15分から午後5時30分（休憩45分）

※①または②の勤務となります。

(3) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始（12月29日から1月3日）

月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

(4) 報酬

報酬（月額） 176,436 円～222,372 円

期末・勤勉手当（6月、12月に支給） 644,873 円～1,034,029 円（6月、12月の合計額）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※2年目以降、期末手当は2.525月分、勤勉手当は2.125月分、合計4.65月分（上記表の額）となりますが、1年目は勤務月数に応じ調整されます。

※他に通勤手当、超過勤務手当などが支給されます。

※報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等 会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：4月1日（任用日）～3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】 ・夏季休暇　・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇　・育児参加休暇 ・配偶者分べん休暇　・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等</p> <p>【無給】 ・生理休暇　・妊娠障害休暇　・育児時間休暇 ・<u>子の看護休暇※1</u>　・<u>短期介護休暇※1</u>　・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険 共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

當利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

4 申込方法

(1) 提出物

- ・ 会計年度任用職員採用申込書(所定様式) 1通
(過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付)

採用申込書は(3)に掲げる採用申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。

- ・ 申し立て書(所定様式) 1通
- ・ 返信用の定型封筒(110円切手を貼付) 1通

※受験案内を送付しますので、宛先(郵便番号、住所、氏名)を記入してください。

(2) 提出方法

提出書類各1通を「利用者支援専門員 採用申込書在中」と朱書きした封筒に入れ、送付または持参してください。送付の場合は、必ず簡易書留で送付してください。

送付の場合は令和8年2月25日(水曜日)必着とします。

持参の場合は令和8年2月2日(月曜日)から令和8年2月25日(水曜日)の平日開庁時間内に受付します。

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

また、料金不足の場合は受け付けません。

(3) 提出先及び採用申込書配布場所

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

生野区役所保健福祉課(子育て支援室)2階21番窓口

5 受験案内の送付

試験会場等の詳細を記した受験案内を受験者本人あてに令和8年2月27日(金曜日4)に発送します。なお、令和8年3月3日(火曜日)までに受験案内が届かない場合はご連絡ください。

6 選考方法等

(1) 筆記(論文)及び面接試験日 令和8年3月6日(金曜日)

※試験会場、試験時間等は、受験案内に記載して通知します。

(2) 合否通知等

合否にかかわらず、受験者本人あてに文書で通知します。電話ではお答えできません。

- ・ 返信用の定型封筒(110円切手を貼付) 1通

※選考結果を送付しますので、宛先(郵便番号、住所、氏名)を記入してください。

7 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は返送することがあります。

なお、このために生じた申込の遅延については、一切責任を負いません。

(2) 受験資格がないこと、会計年度任用職員採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用を取り消すことがあります。

(3) 提出書類はお返しいたしません。

なお、受験に際して大阪市が収集した個人情報は、本採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(4) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。

(5) 試験当日の集合時刻より、30分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。

8 問い合わせ先

生野区役所保健福祉課（子育て支援室）

電話 06-6715-9024